

風説書確立以前のオランダ人による情報提供について

松 方 冬 子

はじめに

一九世紀の初めに日本商館長を勤めたメイランは、その著書『ヨーロッパ人の日本貿易の歴史的概観⁽¹⁾』の附録に「情報の報告」の一節を設けて以下のように記している。

船の船長やその他の乗客が上陸してから二、三時間後、ヨーロッパ及び東インドの情報を聞くために、通詞仲間が「出島の」乙名・出島町人・目付等とともに商館長のもとに赴く。戦争や講和・戦闘や勝利・王位の継承・王の死・その他似たような出来事などといった一般的な情報がこの時提供され、通詞等によって書き留められる。さらにその情報は日本文字で美しく書かれ、商館長が署名をし、そのまま臨時の飛脚をたてて江戸に送られる。

「日本文字で美しく書かれ、商館長が署名をし」た文書は、「オランダ風説書」（以下、単に「風説書」とする）と一般に呼ばれている。この風説書についての最初の包括的研究は、戦前に板沢武雄によってなされた。⁽²⁾板沢は、「荷蘭上告文⁽³⁾」収載の一六六六（寛文六）年から一七四五（延享二）年にいたる風説書と、一六四四（正保元）年以降のオランダ東インド会社日本商館長日記（以下「商館長日記」とする）中の、情報提供の記事を抜き出したもの（これを「蘭文」と呼んでいる）を併せて年次順に紹介し、風

説書の名称、目的・起原、内容、作成手続などについて解説を付した。これに続く包括的な研究としては、一九七〇年代に刊行された『和蘭風説書集成⁽⁴⁾』がある。板沢の研究の体裁を踏襲し、「蘭文」「和文」ともに大幅に増補して収録した上で、片桐一男が改題を執筆した。

風説書の開始時期について、板沢は、風説書は一六四四年の商館長日記に見られるものを初見とし、それは一六四三年一二月一七日の幕府からの命令に従つたものだと指摘した。片桐は、板沢を修正して、風説書は一六四一年より開始されたとする。しかし、この時期のオランダ人による情報提供は、『和蘭風説書集成』所収の「蘭文」（すなわち商館長日記の抄録）を虚心に見ればわかるように、オランダ人が口頭で述べた内容を通詞が書き留める形で行われた。⁽⁵⁾書き留められた文書に商館長が署名したのか、そのまま江戸に送達されたのか、商館長日記からは確認できず、従つてこれを以って風説書の成立と即断することには若干の無理がある。

無理が生じた原因の一つは、風説書とは何かという定義が両氏において明確にされていないことにあると思われる。風説書が確立した後の様相は、冒頭のメイランの記述からわかる。筆者は、風説書という制度の構成要素は、①オランダ人に対する幕府の情報提供の義務づけ（命令・勧告）、②それに応えての情報提供の事実、③商館長が署名をした和文の風説書の作成、の三つであると考える。⁽⁶⁾オランダ人が情報を提供することは、商館

が平戸にあった時代からすでに行われており、歴史的順序としては、(2)情報提供の事実の方が、(1)幕府の義務づけに先行した。(3)和文風説書が定型的な文書として確立するのは、何を以って定型的と呼ぶかにもよるが、和文風説書が連續して伝存する一六六六年が画期として想定される。風説書の開始時期として定説となっている感のある片桐説の一六四一年は、このうちの(1)の年次である。(2)と(1)をもつて風説書の成立と呼ぶことも不可能ではないと思うが、この段階では、風説書と呼べる文書はオランダ語でも和文でも存在していなかつた可能性があるので、本稿では風説書という用語は用いないことにし、(3)の段階を仮に風説書の確立と呼ぶ。

本稿では、風説書確立までの過程を明らかにするための一 段階として、(3)以前、すなわち一六四〇年代、五〇年代における、(1)幕府による情報提供の義務づけと(2)オランダ人による情報提供の実態について、明らかにすることを課題とする。主にオランダ側の史料を素材とし、用いる暦は原則としてグレゴリオ暦とする。

その際、当時の国内外の情勢を踏まえることが必要となるので、以下に概観しておきたい。

日本においては、一六三九年にポルトガル人が追放され、一六四一年にオランダ商館が平戸から長崎に移されたが、いわゆる「鎖国」の租法化以前であり、イギリス人・デンマーク人などが受け容れられるかどうかは、

幕府としても未確定であった。⁽¹⁰⁾また、一六四二年のルビノ神父一行密入国事件、一六四三年の梶目大島事件、と宣教師の密入国が相次ぎ、幕府は神経をとがらせていた。

一方、オランダは黄金時代を迎えていた。アジアにおいては、オランダが一六四一年にポルトガルからマラッカを、一六四二年にスペインから基隆を奪取し、旧教国勢力が力を失っていった。ヨーロッパでは、一六四八年にミュンスターの講和（ウェストファリア条約）が結ばれ、ドイツ・ス

ペイン両ハプスブルク家の力が後退する形でドイツ三〇年戦争が終結、スペインは最終的にオランダの独立を承認した。

それに伴い、新教国対旧教国という従来の図式が崩れはじめた。一六四〇年にボルトガルが勢力の弱まったスペインの支配下から独立を宣言、一六四一年にはスペインとの戦争を有利にするため、オランダと一〇年間休戦する条約を締結、四二年には条約が発効した。しかし、アジアではボルトガルとオランダは熾烈な勢力争いを展開しており、休戦協定にもかわらずしばしば軍事抗争に発展した。

さらに、オランダにとっては、明の衰えに乗じて力をつけた鄭氏の勢力が大きな問題であった。一六四一年には鄭芝龍が日本貿易に参入、オランダの中継基地であったタイオワンに中国生糸が入らなくなる。一六四六年には鄭芝龍の根拠地福州が清軍の前に陥落するが、その後も鄭氏の日本貿易は続けられた。オランダにとっては、中国船の排除が重要な課題となつた。その方法として、海上における中国船拿捕と、幕府对中国船の渡來を禁止させようとする情報戦の二つがとられた。

一、一六四〇年代・五〇年代の日蘭関係とオランダ人に對する情報提供の義務づけ

『通航一覽』は、「御賜暇并御法令」の条を設けて、毎年日本暦の年末から正月ごろ（明暦の大火以降は原則として三月ごろ）に参府した商館長が、賜暇の賜物を受け取ると同時に、大目付兼宗門奉行から読み聞かせられる「御法令」（『徳川実紀』においては「条約」と呼ばれている。以下便宜上「条約」とする。）を収載している。⁽¹¹⁾『通航一覽』によると、この「条約」三ヶ条が初めて読み聞かせられたのは、一六五九年四月（万治二年三月）であり、内容は、第一条がローマ教徒との通交の禁止、第二条がローマ教徒についての情報提供の義務づけ、第三条が日本に渡海する中国船の

拿捕の禁止である。その後一六六一年、一六六六年、一六七七年に少しづつ内容が追加され、『通航一覧』の成立時にもなお、その「条約」が商館長の参府賜暇の際に読み聞かせられていた。従つて、一六五九年が一つの画期となつて、情報提供の義務づけの伝達が慣例化したということになる。

本章の課題は、片桐の指摘する一六四一年から、一六五九年までに情報提供の義務づけが慣例化するまでの過程を明らかにすることである。

オランダ人が幕府（具体的には当時の大日付兼宗門奉行井上政重や長崎奉行）から情報の提供を命令、または勧告された事例を商館長日記から拾つてみると、一六四一年以降一六五九年まで、ほぼ毎年のように命令・勧告されていることがわかる。

命令・勧告された内容は、もしポルトガル人（またはポルトガル人とスペイン人、またはポルトガル人・スペイン人・イギリス人）が、日本に対して何か計画することを聞いたならば（または、日本に来るという噂を聞いたならば、日本に攻撃を加えようとしていると聞いたならば、など）、直ちに（または他の人々が報告する前に、など）、長崎奉行（または幕府）に報告せよ（または、報告すれば将軍への奉仕になる、など）、というものになされる場合（後の「条約」に繋がる）と、江戸の井上政重邸・長崎の奉行邸などで私的になされる場合の、二種類がある。命じる主体は、井上と長崎奉行というものが原則であるが、前者の場合時に老中列席の上、などの記載がある場合もある。また、和文の文書を渡される場合と口頭でなされる場合がある。以下、時を追つて公的な伝達の慣例化の過程を見ていくたい。

一六四一年五月一一日に平戸商館長マキシミリアン・ル・メールは、参

府の挙式の際に、オランダ船の長崎入港とローマ教徒の日本渡航に関する情報提供の義務づけの二ヶ条の命令を言い渡された。¹²⁾一六三九年ポルトガル人追放の際にフランソワ・カロンに渡された「阿蘭陀人え相伝之覚書」は、宣教師をオランダ船で渡航させることの禁止のみで、情報提供の義務づけは含まず¹³⁾、片桐の指摘の通り、この四一年の命令が情報提供義務づけの最初であろう。なぜ、この年にこの命令がなされたのか。一つの理由は、片桐の指摘のごとく、ポルトガル船の追放によって海外に関する情報源が減少したことである。しかし、より重要なのは、ポルトガル人追放を徹底し、宣教師の潜入を防止することである。さらに、一六四〇年貿易嘆願にきたマカオからの使者を処刑したため、実際に報復攻撃が来ることを幕府は想定していた。山本博文は、四一年から幕府が全国に遠見番所を設置、真剣な警戒態勢に入ることを指摘している。¹⁴⁾情報提供の義務づけも、沿岸防備体制強化と連動するものだろう。同時に、オランダ人もまたキリスト教徒であることをこのころ將軍が強く認識したことも理由の一つである。幕府は、ポルトガル人の情報を幕府に提供させて、オランダ人がポルトガル人・ローマ教徒と同盟していないことの証明としようとしたのである。商館の長崎移転、貿易や行動上の制限、さらにはこのころ日本人役人のオランダ人に対する態度も非常に悪くなっていたことが重なり、オランダ側は日本貿易が禁止されたり、自発的撤退に追い込まれる可能性する視野に入れなくてはならない状況下で、この命令に出会った。¹⁵⁾

一六四一年の命令ののち、同年七月二十四日にル・メールは、長崎に入港した船から知った情報を長崎奉行に報告した。商館長日記には以下のよう記されている。¹⁶⁾

我々は、〈中略〉以下のことを知った。すなわち、ポルトガル人たちはカムボディアに巢を作り、辺り一帯で、その地の国民やシナ人たちを介して抜け目なく当地向けの彼等の貿易を再度営もうとしていた

由。我々は人を遣わしてそのことを「中略」何がしかの新情報として知事（奉行／引用者註）に知らせたところ、彼はそのことに満足したかに見えた。しかも彼はそのことを総て要点を擱んで長い文章に書き取らせ、しかも証拠書類の様式で三人の誓約をした通詞と二人の会社の通詞の手で、この新情報は我々から知ったものであるとして署名させた。そのため私は人々が我々に足枷をかけようとしているのではないか、そして将来この種の新情報を告げずに置くほうがよいのではないか、と懼れ気遣っている。

日本貿易の途絶で困窮したマカオのポルトガル人が、東南アジアの各地から中國船で日本へ商品を運んだことは、会社の貿易にとつても不利になるため、この後もたびたび幕府に報告している。一方この記事から、幕府がオランダ人に情報提供を命じたことを受けて、長崎奉行が早速オランダ人の提供した情報に飛びつき過剰な程の対応をしている様子がわかる。その後も、しばらくの間は、オランダ船が入港するたびに、通詞が新しい情報报をもとめて商館長を訪問している。⁽²¹⁾オランダ人が義務づけられたのは、もし情報があれば提供することであったが、この通詞の行動により、着船ごとに情報を提供する結果になつた。

次に情報提供の義務づけが見られるのは、ブレスケンス号事件の一応の解決に際して出された命令においてである。ブレスケンス号事件とは、一六四三年、タルタリアへの航路開拓と日本の北方にあると信じられた金銀島の探検のため派遣されたオランダ船ブレスケンス号が、南部山田浦に入港したところ、乗員が南部藩の役人に拘束され、江戸に連行された事件である。⁽²²⁾四三年一二月、幕府はブレスケンス号事件の当面の解決を、例年より日程を繰り上げて参府した商館長に告げ、三ヶ条の命令を出した。その内容は、まず一二月一七日に江戸城内で幕府年寄衆列席の上商館長ヤン・ファン・エルセラックに言い渡され、エルセラックは総督への報告を約束

した。同二日には三ヶ条を記した井上・両長崎奉行充幕府年寄衆連署下知状の写しがエルセラックの宿に届けられ、後に井上政重邸で口頭の説明が加えられた。三ヶ条の内容は、第一条がブレスケンス号事件の解決を述べたもの、第二条が今後のオランダの漂着船に関する基本方針を示したもの、第三条が情報提供の義務づけである。

第一条では、ブレスケンス号事件について、以下のように説明している。すなわち、この年、異国船が日本近海に出没しており、宣教師やローマ教徒を乗せてきたか、あるいはマカオの船かと疑つて、ブレスケンス号の乗員を捕らえた。しかし、尋問の結果、同船が宣教師もローマ教徒も一人も乗せてこなかつたことが明らかになつたので、またオランダ人は今まで将軍の恩寵を受けてきたので、赦免する。つまり、ブレスケンス号事件の幕府にとっての最大の焦点は、ローマ教徒の日本潜入をオランダが援助したものではないか、と将軍が疑つたことにあると思われる。⁽²⁴⁾ポルトガルとの一〇年の休戦はすでに幕府に知られていた。⁽²⁵⁾

次の四五年の参府時には、商館長日記によれば挙礼の際に、情報提供が命じられた。翌四六年の参府時も同様である。しかし、そのまま挙礼の際の義務づけが慣例化したわけではなく、四七年には江戸城では宣教師またはローマ教徒を日本に連れてくることの禁止だけが言い渡され、情報提供の義務づけは井上政重邸で伝えられた。

そして、この年の夏にポルトガルの独立を告げる、実質的には貿易再開を願うポルトガル国王の使節船が長崎に入港した。⁽²⁶⁾この使節が、途上バタニアに立ち寄り補給を受けた、と証言し、幕府はオランダ人にポルトガル人援助の疑惑を抱いたため（本稿では、以下「ポルトガル使節援助問題」と呼ぶ）、一六四八年に参府した商館長フレデリック・コイエットは挙礼を許されず、その理由は少なくとも日本国内では情報提供の義務を怠つたから、と理解された。⁽²⁸⁾井上政重がオランダ人を弁護しようとしたと

いう理由で将軍に叱責され、七ヶ月間出仕できなかつた。²⁹⁾一六四八年九月に新商館長スヌークが来着、すぐに口上書³⁰⁾を提出したが赦されず、一月六日新旧商館長コイエットとスヌークは、尋問のため長崎に來ていた井上政重と二人の長崎奉行から、将軍は、今後もし中國人その他のルートからオランダ人が使節を援助したと証明されたときには、オランダ人の日本貿易を禁止し厳罰に処すよう命令するであろう、と言つてゐると告げられた。そして、ポルトガル人とは連合せず、特にローマ教徒を日本に連れてこないよう気をつけて、それに関して誓約書を出すことを勧められてゐる。³¹⁾そして、その二度目の誓約書を提出したにもかかわらず、四九年は、商館長の参府が許されなかつた。この二年間は情報提供義務づけの伝達はなく、オランダ人が情報提供者として信用されていなかつたことが窺われる。

一六四九年九月に、本国からと称して実はバタフィアで仕立てられた、ブレスケンス号事件解決に対する返礼の使節が到着した。³²⁾一六五〇年初頭にはポルトガル使節援助問題も一応解決したとされた。井上と長崎奉行は商館長に、拝礼の日取りを伝えるに際し、「何人かの中国人がその件は「ポルトガル」使節が以前言つた通りだと証言したにもかかわらず、(満足な証人がいないと) 将軍は真実を確認することはできないと判断し、ポルトガル使節の言明が真実であろうとなかろうと、オランダ人を信用し、赦し、自由に貿易することを許可する」と伝えた。³³⁾五〇年は、参府賜暇の際に情報提供の義務づけが申し渡されたことを商館長日記で確認できる最初の年である。しかし一六五〇年・五一年の参府時には、将軍家光の病氣もあり、商館長は拝礼まで何ヶ月も江戸で待たなくてはならなかつた。そのことから、日蘭関係が完全に修復されたとは、商館長は認識しなかつた。³⁵⁾しかし一六五一年に家光が死に、五二年の参府の際には、拝礼の際に

四ヶ条からなる商館員及び使用人の規則が書面にして渡される。この書面は、商館長が長崎に持ち帰り、五月二三日になつて翻訳を受け取つたが、その内容は以下のようなものであつた。

①新将軍は、前の将軍以上にローマ教徒を恐れること。ポルトガル使節援助問題は解決したとみなし、これまで通り通商を許可すること。これは、ポルトガル使節が去つた後なので、商館長の弁解の確認がとれないが、オランダ人がこれまで日本に尽くし、これからも統ける意思を明らかにしたためである。②ポルトガル人を日本に渡航させること・ポルトガル人ととの通交の禁止。ポルトガル人の対日計画に関して情報提供すれば將軍に対する奉仕となる。③中国船攻撃の中止勧告。

①は、将軍の代替りに伴い、新將軍家綱の対ポルトガル・オランダ政策を確認し、同時にポルトガル使節援助問題をこれ以上は追及しないことを示し、問題の一応の解決を告げたものである。②は、一六五九年の「条約」の第一、二条と同内容で、③は「条約」第三条とほぼ同じである。中國船拿捕の問題が、情報提供の義務づけと組み合わせて扱われた最初の例である。ここでポルトガル使節援助問題は一応解決したが、ブレスケンス号事件の時と同じく、オランダが感謝の使節を派遣することを幕府は望んでいたらしい。³⁷⁾

なお、一六四一年から五一年の間に情報提供義務づけの私的な伝達は、商館長日記によると少なくとも一〇回行われている。³⁸⁾

一六五三年以降一六五八年までの参府においては、明暦の大火で賜暇の登城ができなかつた一六五七年を除き、毎年参府の賜暇の際に情報提供が命じられた。この間の賜暇の特徴は、通詞のみが登城する年と、商館長自身が登城して賜暇の賜物を受け取る年とが、交互に来る年である。通詞のみが登城した年は、その翌日ないし数日後に商館長が井上邸（明暦の大火で井上邸が焼失したため一六五八年は江戸の長崎奉行邸）に呼ばれて、

情報提供の義務づけが伝えられている。一六五三年の賜暇に、自ら登城したいと商館長が抗議すると、井上⁽³⁹⁾は將軍が新しい命令を出される必要がない時は、通詞が出ることになったと説明している。しかし、五四年、五六年のよう⁽³⁹⁾に商館長が登城した年にも新しい命令が出された形跡はない。一方、一六五八年には、井上・長崎奉行から、賜暇の登城は通詞だけだが、皇帝の命令は二、三日以内に彼らの家に呼んで伝える、と商館長に連絡が入っており、奉行邸での伝達に「皇帝が老中の代理人として派遣された」目付喜多見重勝も立ち会つた。⁽⁴⁰⁾このことから、この間は井上邸・奉行邸での伝達も完全に非公式・私的なものではなく、半公的な性格を持っていたことがわかる。この間の通詞登城、商館長登城には、將軍の命令に関して質的な差異はないと考えられる。一六五八年には、情報提供の義務づけは商館長によって「oude lesse 昔からの訓戒」と表現されており、すでに慣例的なものと認識されていたことがわかる。

この年、オランダ人の保護者であった井上政重⁽⁴¹⁾が引退、北条氏長が後任の大目付兼宗門奉行となつた。長い間オランダ人をめぐる情報を一手に管理していた井上が引退したことで、「條約」の伝達が、公私の曖昧な状態から、きちんと記録に残されるような公的なものに移行したことは容易に想像される。一六五九年以降少なくとも数年間の参府時には、商館長が自ら登城、情報提供の義務づけも城中で伝えられている。『通航一覧』がこの年を命令伝達の開始年とする理由の一つは、井上の引退に伴う伝達方法の公式化であろう。二つめの理由は、内容に關わる。一六五九年の義務づけは、商館長日記には同じく「通例の昔からの訓戒」と表現されているが、中国船の拿捕の禁止が付け加えられていく点で五八年段階と異なる。五八年には、井上・長崎奉行の私的な警告として、中国船の拿捕は將軍の禁令ではないが、日本の不利益になることなので、行わないようとに申し渡されたが、五九年には將軍の禁令として扱われるようになつた。三ヶ条の

「条約」が毎年伝えられるようになったのはこの年が最初だとする、『通航一覧』の記事の信頼性が確認できる。

本章の小括として、以下の点を指摘したい。情報提供の義務づけの伝達は、一六四一年に始まり、一六五九年を大きな画期として慣例化する。この過程において、重要なのは、一六四一年、四三年、五二年、五九年の命令であろう。四一年は第一回の命令、四三年以降慣例化への志向が見られ、家綱への代替りを経た五二・五三年から參府賜暇時の伝達が慣例化し、五九年以降中国船拿捕の禁止を含めた三ヶ条の「条約」として定着した。

この時提供を義務づけられた情報の内容は、あくまでローマ教徒やポルトガルを中心とする旧教国勢力の日本に対する企てであつて、メイランの言うような「一般的な情報」ではない。この時期においては現実に予測される事態への準備が目的であったといえる。

オランダ人もキリスト教徒であるという認識（に基づく商館の長崎移転）・ブレスケンス号事件・ポルトガル使節援助問題は、將軍がオランダに少しでもローマ教徒やポルトガル人と同盟の疑惑を感じ、通商断絶すら想定した、一六四〇年代日蘭関係の三つの危機である。ポルトガル人が宣教師やローマ教徒の潜入を計画することを、將軍が現実的なものとして心配していたことが、その背景にあつた。四一年、四三年、五二年の三つの義務づけ命令は、その危機の解決の一環として出された。幕府は最終的に、オランダ人とローマ教徒やポルトガル人と共謀はなかつたと判断して、恩着せがましく赦免し、同時に情報の提供を義務づけて、オランダ人を日本国内のローマ教徒根絶に協力させるとともに、オランダ人自身の潔白を証明する材料とした。

幕府の建前としては、貿易を望んでいるのは一方的にオランダ人の方で

ある。幕府の論理では、オランダ人は通商許可を特別の愛顧の証として感謝し、通商関係の存続のために「奉公」に励むべきなのである。それがまた、特別の愛顧を生むであろう。⁽⁴⁴⁾また『通航一覧』所収の「条約」においても、情報提供は言わば通商許可の交換条件として設定されている。⁽⁴⁵⁾『通航一覧』は風説書を「御奉公筋」として扱い、メイランは冒頭の引用部分に統いて、以下のように述べている。

この情報の提供は、日本人には最重要案件とみなされている。日本人の言うことを信じるならば、「傍点松方」、それはオランダ人が日本で受け入れを我慢できる友人とみなされる主要な理由である。

幕府の論理は、一九世紀まで基本的には変わらなかつたと思われる。別の視点から見ると、情報提供の義務づけが実行されるには、通詞・奉行がオランダ人に何か新しい情報はないかと、聞きに行くことが重要となる。商館長が新しい情報を得るのは、船が入港する年に数度であるから、その時をねらつて通詞が情報を取りに商館長を訪ねることになった。⁽⁴⁷⁾

二、情報提供の義務づけに関するオランダ人 の理解

本章では、以上の情報提供の義務づけが、風説書成立の過程でどのように意味を持つのかを問うため、オランダ人、特に東インド総督にそれがどう理解されたのかを探りたい。情報提供を義務づけられたのは、商館長なのか総督なのか、商館長日記中にも明記されていない場合が多いが、総督であることがはつきりする例もあり、また実際においてもヨーロッパやアジア各地からの情報をを集め、日本人への提供を判断することができたのは総督なので⁽⁴⁹⁾、ここでは特に総督の認識に着目したい。とくに重要と思われる、一六四一、四三年、五二年の命令を対象とする。

一六四一年秋、新商館長エルセラックは、同年の幕府の命令をバタフィ

アに報告した。総督アントニオ・ファン・ディーメンと東インド評議会は同報告と帰任したル・メールの口頭及び文書による報告から情勢を判断、対策を検討した。総督及び評議会からエルセラックに充てた書翰（一六四年六月二八日付）⁽⁵⁰⁾に見られる東インド総督の認識は以下のごとくである。⁽⁵¹⁾

最高政府と日本の国事顧問官たちから、我々は、陛下の名に於いて、我々が知り得る限り、教皇の追随者がこの国に敵対し且つこの国の平和を乱す意図を示そうとする凡ゆる企てを暴くよう命令されていますから、それに従つて、我々は、ローマ教の聖職者たちの間では、「中略」中国船その他の船腹を利用して、宣教師たちを日本に送り込もうとする作業と行動がしきりに行われているという、我々の有する良い情報を貴下に知らせずにはおけません。

情報提供義務づけの命令を逆に利用して、ル・メールが提供したのと同様の、カンボディアから中国船で宣教師たちを日本に送り込もうとする動きがあるという情報を日本人に提供することを改めて命じている。総督は、これに先立つ部分で、①商館の長崎移転・日本側の強圧的な態度から日本との貿易断絶の可能性は十分にある。②しかし、オランダが日本の友人であり続けるよう、（オランダ人以外の）すべての外国人が追放されることを期待する、と述べている。貿易の断絶を懸念しつつも、情報を提供することが、貿易存続の条件とは考えておらず、むしろ中国船を追い出すための作戦として用いている。

一六四三年一二月の義務づけは、一六四四年秋の日本商館長書翰、及びバタフィアに帰任したエルセラックの口頭報告によつて、江戸でなされたブレスケンス号事件の処理過程とともに、バタフィアに伝えられた。なお、総督ファン・ディーメンが一六四四年に死亡した後、四六年までは東インド総督は空席で、評議会がその任務を代行した。一六五年六月三日

付の日本商館長ピートル・アントニスゾーン・オーフルトワーテル充東イ
ンド評議会書翰⁽⁵²⁾を見てみよう。

〈前略〉大きな満足を持って、我々の業務のその国「日本」におけるまずまずの状況と、また、日本の向こう側「北日本」への我々の船の出現（ブレスケンス号事件を指す／引用者註）によつて我々が予想した困難が、会社にとって最も良い結果になつたということも理解しました。全能の神が、会社の同地での通商をますます繁栄させ、また苦惱の外に置き給わんことを。〈中略〉少しでも皇帝の命令に逆つてゐると判断されるかもしれないことは、何事も企てたりしたりしないようには氣をつけているのですから、それ〈將軍の命令／引用者註〉にはとても厳格でなくてはなりません。

中略部分では、長崎に来航した中国船からキリスト教徒が発見され、またそれに関するエルセラックの宣伝が功を奏して、中国人が日本で拷問されたという情報を得て、中国人が日本渡航を自粛することを期待している。

この書翰で、評議会は日本における会社の状況とブレスケンス号事件の会社にとって有利な解決に満足を示し、会社の日本における今後の発展と一六四五年の江戸参府の成功を期待している。評議会は、日本側が期待した貿易断絶の危機感を持つておらず、会社に有利な展望を謳歌しており、従つて貿易の存続が認められたことを感謝してあまりある好意的な措置とは思わなかつた。この認識は、返礼の使節をオランダが送らなかつた原因でもある。

一六五二年今は、同年一〇月一六日付商館長アドリアーン・ファン・デル・ブルフの書翰⁽⁵³⁾でバタフィアに伝えられた。一六五三年七月二一日付総督カレル・レイニエールスの書翰⁽⁵⁴⁾で、それに対する総督の認識が新商館長コイエットに示された。

〈前略〉彼等「日本人」の言によればコイエットが犯した誤りは、彼等は犯罪だと受け止めたのですが（ポルトガル使節援助問題を指す／引用者註）、今や忘れられ、許されたのですから、宮廷で彼の前任者に劣らぬ敬意を払われ早期の謁見が実現することを信じています。〈中略〉我々が貿易のため日本に長く通い続けるつもりであれば、我々は彼らの命令や布告には喜んで服従しなくてはなりません。〈中略〉

我々は日本の布告と皇帝の法律によつて、今までにもそして改めて、もし我々が、ポルトガル人かその他の国民が前述の国「日本」の征服かまたは不利になることを、企てるかまたは実行していることについて何かを聞いたら、それを明らかにして置かなくてはならない「時々刻々と報告しなくてはならない」と義務づけられ命令されているのですから、我々はカントンでの出来事を貴下が宮廷でも長崎でも大官たちに前述のように詳細に話して教える、といふい考えを持つっています。もし貴下が、何らかの情勢判断をもとに、そうしない方がよいとか、悪く受け取られるかもしれないと思うのであれば、それについてはおとなしく口を閉ざしていたほうがよいですが。

引用部分の前で、総督は商館長が早期の拝礼が許されたことや、その他の良い待遇を喜んでおり、ポルトガル援助問題についてはもはや心配する必要はない、と判断している。ただし、日本の法律や命令に従うこと、へりくだつた態度をとることが、日本での貿易存続の必須条件であることを繰り返し強調している。情報提供が改めて命じられた、としていることから、五二年の命令を把握していることがわかるが、具体的な情報について商館長の判断によつては日本人に教えなくてもよい、としており、あくまで情報提供は会社の利益のためだと考えている。

本章の内容をまとめおこう。東インド総督・評議会は、少なくとも一

六四一年、五二年の命令については、情報提供が新たに命令されたことを理解していた。しかし、情報提供の命令は、むしろオランダ人にとっては競争相手、特に中国人との対抗関係を有利にする目的で情報を流すことの口実と言うべきものである。総督の認識という面だけからみると一六四一年の義務づけによって特に変化はなく、オランダ人側では一六四一年は風説書成立の画期としてあまり重要ではないと思われる。

会社が商売上の敵であるポルトガル人を日本に渡航させる援助をすると、ということは、総督・評議会にとつては全くありえないことであり、幕府がそれを深刻に恐れているとはわかっていないかたつたようである。ポルトガル使節援助問題も、誤り、日本人の言によれば犯罪、という程度の認識であつた。総督の貿易断絶の危機認識は、一六四一年には確かに強かつたが、四三年、五二年には深刻なものではなくなつていた。従つて、日本人が期待した感謝も総督には期待できなかつた。バタフィアでは、ポルトガル等に関する情報の提供は、通商許可の最重要の交換条件とは考えられていなかつた。

総督が交換条件だと思ったのはむしろ、彼らから見て理不尽な將軍の命令すべてにひたすら従うことや、日本人に対しても卑屈な態度をとることである。

三、一六四七年ポルトガル使節来航事件に関する オランダ人の情報提供

本章では、当該時期にオランダが行つた情報提供の具体例として、前述のポルトガル使節来航事件を扱う。この事件は、後に情報提供の義務を怠つたことが原因でオランダが譴責される点で、重要な興味深い事例だと考えられる。

まず、使節が日本に到達するまでの動きを簡単に確認したい。
一六四三

年初頭にマカオからリスボンに使者が送られ、貿易の窮状と日本に送った使節が処刑されたことを訴えた。ポルトガル政府は、ゴンサロ・デ・シケイラ・デ・ソウザを使節として日本に送ることを決定、一六四四年二月に二隻の船が出発するが暴風に遭い、アントニオ・フィアリョ・フェレイラを船長とする使節の乗つた船は、スンダ海峡付近でオランダに保護を求め、バタフィアに移された。同地で、ポルトガルがオランダ船パウ号をゴアで抑留していたことの対抗措置として約四ヶ月抑留されたが、パウ号解放の報とともに自由を得、総督から航海士などの援助を受けマカオに着いた。その後一度ゴアに戻り、一六四六年八月再び日本を目指してマカオを出帆するが、目的を達しないままマカオに帰つた。一六四七年七月使節は日本を目指して三度目の航海を行い、同月中に長崎に入港した。

以上のポルトガル使節の動きを、オランダ東インド会社がどのように日本商館に伝え、それが幕府に伝わったのかをオランダ側の史料から見ていきたい。

この使節を派遣する計画について日本商館に伝えたのは、一六四三年五月九日付の新旧商館長エルセラック及びオーフルトワーテル充総督ファン・ディーメン書翰⁽⁵⁷⁾である。この段階ではまだ使節は出帆しておらず、あくまで計画段階である。以下、前後部分を含め引用する。

〈前略〉マカオの人々（中略）が、中国人たちと日本貿易を行おうと試みようとしていることも既に明らかです。この行動について貴地の我々の友人に知らせなくてはなりません。（中略）

ポルトガル人も再び日本に来るという希望を持ち続けており、ポルトガルの国王から同地に特別の遣使があるだろうと公言しています。貴下は我々の友人たち「（の意見）について、この先の状況がどうなるのか情報を集め、可能性のある妨害策はすべて講じなくてはなりません。

同じく、もしイギリス人やデンマーク人がいつの日か日本に現れたら、「日本人の」意見はどうなものでしようか、どのように遇するつもりでしょうか。「探つてください」。その件を他の諸国民を排して我々だけが、日本に渡航し往来する事が出来るよう、この問題を取扱うように。そのこと「オランダと排他的な関係」が、その国に安心と安らぎをもたらし、「日本は」我々によつて満足させられ得る、と説明して。

引用部分の趣旨は、オランダの日本貿易独占のためにするべき情報戦である。第一段落は、中国船妨害策の一環として、ポルトガル人と中国船の結びつきを日本国内の親オランダ派の人々に告げることを命じている。(前略部分では、カンボディアからの中国船が東インド会社に優る上質の商品を日本市場にもたらすであろう、という危機感を表明している。)二つめの中略部分では、ルビノ神父の一行が日本へ渡航したという具体的な情報を通詞や海老屋に伝えることを命じ、中国船によつて渡航したということをあえて付け加えている。第二段落が、ポルトガル使節の情報である。日本商館長にあらゆる妨害策を講じなくてはならないと命令していること、第三段落でイギリス人、デンマーク人が貿易を願つた場合の日本人の対応を調べよ、と命じていることから、少なくともバタフュアでは、日本貿易を他のヨーロッパ人を排して独占できるという確信を持つておらず、ポルトガル人についても日本貿易に再度参入してくる可能性を若干は恐れていたのではないかと思われる。⁽⁵⁸⁾「鎖国」政策が固定化していないことをオランダ人も認識し、日本人の意識を探ろうと努力している。一般にオランダ人はオランダが十分な商品の輸入能力を持つこと、その前提として海上で軍事的優位を持つることを日本側に強調しており、ポルトガル・スペイン勢力を誇大化して日本人に伝える傾向は見えない。ただ、ポルトガルとの休戦を説明するに際しては、オランダ人の判断では存在して

いないにもかかわらずスペインの日本への脅威を宣伝したようである。⁽⁵⁹⁾この書翰に対する返答として書かれた、同年一〇月一日付総督充エルセラック書翰は以下のようなものである。

(現在の皇帝が生きている限り)ポルトガル人が日本で許容されることは許されていません」と、彼等「ポルトガル人」の国王が日本への特別の遣使を準備しているというポルトガル人の言明について、詳しく話をしました。「中略」「彼等は」我々にもし彼等が日本に現れたならば、二年前に起こつたよりも格段に苦痛を伴う死を以つて殺されるであろう、「従つて」国王が計画するなどとは本当とは思えない、と十全に請け合いました。⁽⁶⁰⁾

イギリス人、デンマーク人、フランス人及びその他のキリスト教民が日本に現れた場合、「中略」幾つかの条件を挙げる^(引用者註)疑いなく我々と同じよう良い待遇を受けざるをえず、それを我々の力で防ぐことは不可能です。

ポルトガル人がカンボディアやその他の土地でしていることについて、貴下の指図に従つて前述の四郎右衛門殿や通詞たちと話しました。「中略」彼等は、「ポルトガル人が」中国人を使って日本貿易をすることを止めないであること、日本を彼等のローマ教徒をもつて不穏な状態にしようと試みていることを、とても良く理解しています。しかし、「通詞等は」我々に以下のように忠告しました。すなはち、奉行や指揮官たちには、ポルトガル人の状態や行動について彼等の方から我々に尋ねない限り、そのことを話さない方がよい。^(中略)「ポルトガル人とオランダ人が」敵同士であり、お互い他方についてなにも

良いことは話さないであろうことは、良くわかっているのであるから「、と」。

この書翰でエルセラックは、総督書翰の一点一点について、返答している。引用部分第一段落はポルトガル使節について、それを通詞と海老屋四郎右衛門（出島乙名）に話したことを報告し、その目的を達することはできないであろうという商館長の見通しを示している。二つめの（）内は、総督の意図した「我々の友人」は、例えば井上など高位の人物であったかもしれないが、商館長が情報を告げることのできる相手は通詞と出島乙名だけである、という言い訳であろう。ポルトガル使節の件は、折から起きたブレスケンス号事件に紛れて、その後江戸で井上等に質問されたりした形跡はない。使節派遣の信憑性を疑った出島乙名・通詞の判断で奉行には伝えられなかたか、または奉行が江戸に報告しなかつた可能性もある。第一段落では、イギリス人、デンマーク人、フランス人については排除の確信は持てないことを示している。第三段落では、中国船排除のための情報活動を総督の指示に従つて行つたことを報告し、それに対し通詞が、それを理解しつつも、單なる誹謗中傷と思われないために奉行から聞かれない限り言わないほうがよい、と忠告したこと 등을伝えていた。オランダ人は、既出の史料からわかるように、ポルトガル人が中国船を使って宣教師を送ろうとしているという情報を繰り返し伝えていた。そのたびに中國人、オランダ人双方の意見が微され、奉行としてもどちらの意見を取るとも判断がつかなかつたことから、通詞はこのような忠告をしたと思われるが、情報提供の現場における通詞の影響力の大きさが窺われる。

翌四四年には、使節の第一回の航海が行われたが、バタフィアではそれを早期に知ることはできなかつた。同じくエルセラック充の四四年五月二日付総督ファン・ディーメン書翰⁶²には、「ポルトガル人は日本へ航海することを絶望しあじめているようです。」とある。そのすぐ前の部分では、日

本貿易をオランダ人だけが独占する状況が望ましいが、それはエルセラックの判断どおり難いであろうこと、しかし、ヨーロッパの他の国は日本貿易のさまざまな制限に耐えられず、長くはとどまれないであろうこと、当面はフランス・イギリス・デンマークの日本貿易参入を恐れる必要はないであろうこと、を記しており、総督がポルトガル使節を日本貿易の独占という観点から見ていることがわかる。

ところが、この後、イギリス船がゴアからコーサン、マカオ経由で日本に来ようと計画しているという情報が新たにバタフィアにもたらされた。そのため、同年七月四日付の書翰⁶³ではファン・ディーメンは以下のよう�述べる。

従つて、「同船〈イギリス船ウイレム号〉」⁶⁴は「中略」日本において利益を得る「計画である」とことは疑いなく、そのため前述のイギリス人たちが長崎か平戸へ現れることは間違いありません。「中略」この船が、どのような行動をとり、「日本で」如何に取り扱われるか、我々は強い関心を持つています。「中略」それ故貴下は、可能な限り、そして日本人を苛立たせることなく、長崎の執政官たちにこの「イギリス船との」交渉によってこの国が出会う不安や危険を説いて誘導し、そのために、この貿易が阻止され、イギリス人が日本への来航を禁止されるまで、実行し得るすべてを行わねばなりません。

この書翰の内容は、商館長日記八月三一日条に要約されているが、この時通詞や長崎奉行に伝えられたかどうかはわからない。しかし、商館長日記九月二六日条⁶⁵によると、中国人キリスト教徒が奉行に拷問され、イギリス船がポルトガル商品を積んでマカオから日本に渡航を計画しており、マカオのポルトガル人も日本との貿易が許可されないだろうかということを調べるためにそのイギリス船で日本に来るだろう、という噂を自白した。少なくとも、このことを商館長に伝えた通詞の言を信じるならば、奉行は

「極度に驚かされ、この話を部分的にせよ予告していたオランダ人の誠実さを評価し、前述のイギリス人等が当地に来たならば、容赦なく殺し、船と商品を燃やして灰にしてしまうであろうと我々に保証した」。遅くとも九月二六日の段階では、商館長から通詞に、通詞から奉行に総督書翰の情報が伝えられていたのだろう。通詞は、この時オランダ人から聞いたこととして、鄭氏のもとでローマ教のミサがおこなわれているという情報を奉行に伝えた、としている。このように、通詞は奉行の様子を見て適切だと判断したときに、オランダ人からの情報を奉行に伝えており、商館長日記に通詞に情報提供をした記事が見える場合でも、その後すぐその内容が奉行に伝わっているのかは、疑わなくてはならない。

翌四五年の二月一日から四日にかけて、参府していいた商館長オーフルトワーテルは、井上政重から、ゴアからバタフィアへの距離、ポルトガル船が来航する際イギリスが援助する可能性、「来夏日本に来るべき」マカオのイギリス船につき、イギリス船が来航の際乗組員を殺せばイギリス人は日本人に復讐するであろうか、イギリス人とポルトガル人が連合したら日本に不利なことをなし得るか、などの質問を受けている。⁽⁶⁶⁾ このころには幕府内で、マカオからイギリス船ないしポルトガル船が日本に来るといふことが、かなり確実性のある情報として理解され、対策が協議されていたらしいことがわかる。山本博文は、一六四五年二月ごろから、日本国内でポルトガル船来航に備えた動きが始まっていることを指摘しており、この井上の質問もその一環と理解できる。山本は、マカオの使者が日本に嘆願に來るという、唐船に便乗したマニラの宣教師の一月二一日（正保元年二月二十四日）の自白⁽⁶⁷⁾が契機となつたとするが、井上の質問はポルトガル使節をイギリスと結び付けており、オランダ人の情報も踏まえられていたことがわかる。なお、ポルトガル使節とイギリスとの関係の取りざたはこの年で終わっている。

四五年の前出六月三日付の東インド評議会書翰は再び、ポルトガル使節について述べている。

ポルトガル人は、どうやら、日本でかつて味わった利益をまだ忘れていないようです。去年、国王は二隻のガリオン船をマカオに直行きせ、「中略」「そのうちの」もう一隻は同じく衰れにも当地「バタフィア」の港を選ばざるを得ず、当地より、去る四月初頭に前述の都市「マカオ」への航海を続けました。同船で、国王ドン・ジョアンの特使が、日本の皇帝に同国での通商を以前の状態に戻してもらえないかと「願う」の目的で、ポルトガルからやってきました。しかし、彼がその派遣使節の役割を実行に移す覚悟を決めているかどうかははなはだ疑問です。しかし、貴下はそのことを日本人に知らせる必要があるでしょう。そうすれば、日本に対して何か悪いことが企てられている、ということを前もって告知することになるでしょう。イギリス人及びデンマーク人は、今年は同地へ向かうとは聞いていません。

後に問題となる、使節のバタフィア寄港のことは、少なくとも日本商館員には正確に伝えられており、日本人には隠しておくようという指示も出されていない。同一の書翰で、ポルトガルとの休戦が再び徹底されたことも伝えられている。東インド評議会は、それを日本人が喜ばないことを懼しつつ、以下のように述べる。

しかしこの休戦を危険なく秘密にしておくことはできないでしょう。従つて、他の人々によつてそのことが明らかになる前に、そうなれば「日本人に」とも容易く感情を抱かせることになるでしょうから、貴下はそのことを「日本人に」知らせるほうが良いでしょう。この書翰を受けて、商館長オーフルトワーテルは、「バタフィアから遠くないところにある都市バンタムにいたと言われている」ポルトガル使節について、またポルトガルとの休戦について、通詞に伝えた。⁽⁶⁸⁾ バンタムの

地名は、書翰に見えないので、船の乗員から口頭で伝えられたものであろう。通詞は、使節については、当面奉行に知らせるのに適切ではないので、後続の船が到着するまで延期すべきであると言つたが、休戦については通詞が奉行に報告したものと商館長は理解した。(実は知らされていなかつたことが、翌年明らかになる。)

五隻めの船が入港した同年九月七日、通詞は奉行にポルトガル使節について「これに関して我々充てに書き送られてきた細かな点すべてにわたつて」報告、商館長は通詞から、奉行はオランダ人がこの問題をこんなにも詳細に告げたことに満足していたと報告された。⁽⁷⁰⁾翌八日に奉行は、商館長にポルトガル使節の件を書面の形でも提出させた。この記事を見る限り、通詞の奉行に対する報告は詳細で、バタフィア寄港のことも書かれていたはずである。しかし、後年問題になった時双方この書面には触れていないので、使節船がバタフィアに寄港したことは、この書面には書かれていたかったのだろう。通詞が故意に隠したのか、またはバンタムにいたとのみ書かれていたのか、明らかでない。また、この書面そのものが江戸に送達されたのかも明らかではない。後に全く証拠として扱われていないことからも、文書はメモ的なものとして長崎奉行のもとに留め置かれ、改めて奉行は自分の解釈を加えた書翰等を作成して、江戸に内容を伝えた可能性も十分にある。

翌四六年二月二三日、参府した商館長レイニエール・ファン・ツムは、将軍の側近久世広之・牧野親成と在江戸の長崎奉行馬場利重などから、「ポルトガルから日本に派遣した使節のことを知つてゐるか」と質問され、「しかし、だが、彼が当地に来る勇気があるかどうか、我々の間では疑われている」と答えた。⁽⁷¹⁾奉行だけでなく久世・牧野もこの問答に参加しているので、ポルトガル使節の問題についてオランダ人が何らかの情報提供をしていることは、幕府中枢あるいは将軍も認識していたことを確認でき

る。

同年八月一三日には、バタフィアからシャム経由で来た船の船長から、ポルトガル人から聞いた噂として、ポルトガル使節来航のことが伝えられ、商館長は、このことを奉行に通知するよう、これはポルトガル人たちの噂であつて完全に確実なものではないが、との忠告を添えて、通詞たちに知らせた。⁽⁷²⁾

同年六月一八日付の評議会書翰⁽⁷³⁾では、ポルトガル使節の来航情報が確認され、日本商館長に「もし、この書翰を受け取る前にまだ「使節が」日本に現れていなければ、貴下はこのことを奉行たちに知らせなくてはなりません」と指示された。同書翰では、イギリス人もデンマーク人も同年は日本へ向かわないようだ、という観測も示されている。これをうけて、書翰が届いた八月二八日の商館長日記⁽⁷⁴⁾には、ポルトガル人が貿易を再開してもらうためにゴアから使節を日本に派遣するつもりであるという情報を、東インド評議会の命令に従い、通詞を介し知事に通知させた、とある。

ここまでが、使節来航以前のオランダ人による使節に関する情報提供の経過であるが、関連してポルトガルとの休戦に関する商館長日記の記事を紹介する。同年九月二日になって、前年通詞を介して奉行に知らせたはずの、ポルトガルとの休戦の徹底が、実は通詞が奉行に知らせず握りつぶしていたことが明らかになつた。新旧商館長は、通詞たちを呼び集めて以下のように言い渡した。⁽⁷⁵⁾

もしその「休戦の」合意が、会社の敵から前述の奉行たちに最悪の場合伝えられた時には、その「黙っていた」ことから多くの難題が持ち上がるかもしれない、従つてその「ポルトガル人の」到来⁽⁷⁶⁾を自分から明らかにし、我々の率直さと誠実さをそれによって明らかにし、あらゆる疑惑を取り除くことが賢明だと思う

商館長は、「会社の敵」からの情報で、休戦が明らかにされた場合の不利

を考え、正直に話すしかないと判断している。この判断は、この情報提供を指示した一六四五五年六月三日付の評議会書翰の認識と一致している。「会社の敵」として想定できるのは、中国人と、密航してくる宣教師であるが、後者は常にいるわけではないので、主に中国人を指すのであろう。しかし、通詞たちの意見は、以下のようなものであった。

この難題は非常に熟慮を要する、とりわけ一番重要なのはこの難点である、と言い張った。例えば（噂によれば）二隻のガリオン船で来つたある使節、そのことから他でもないあらゆる種類の悪い憶測がなされるのである。しかり、「その使節は」我々の助言と同意を得て当地へ向かって出発したのであるなどというように「疑われるだろう」。

通詞たちは、ポルトガルの使節を蘭菊休戦と結び付け、奉行や幕府に不要な疑惑を抱かせないよう、休戦の徹底を故意に隠していたことがわかる。しかし、七日になって、商館長ファン・ツムは休戦徹底の命令が出されたことを奉行に告げるよう、強く通詞に勧告、奉行からそのことを書面にして提出するようにと言わされた。商館長が提出した文書に奉行は不満で、通詞に書面を書き直させ、後でその内容を商館長に通告している。⁽¹⁷⁾

翌一六四七年、オランダの最初の船が到着する前に、ポルトガル使節は長崎に来航した。

以上の経過から、本章の小括として、以下の四点を指摘したい。

第一に、ポルトガル使節の情報は、総督の書翰中、常に中国人や他のヨーロッパ人の動向とセットで扱われており、何よりも対日貿易独占の観点から着目されていた。オランダ人は会社の目的、すなわち中国人・他のヨーロッパ人排除のために情報を流した。幕府の立場で「鎖国」政策が未確定だったというだけでなく、現実にヨーロッパ諸国の対日貿易を模索する動きがあり、オランダも自国の日本貿易独占が確実でないことを知つて

いた。日本側も情報戦が展開していることを一定程度理解、敵対者同士がお互い悪い情報を流すことはわかっているとして通詞が牽制することもあった。その中でこの時期、もはやポルトガルは情報戦の主要な標的ではなく、総督にとっては幕府に対する点稼ぎの材料である。総督はポルトガル使節の情報が入り次第、幕府に伝えることを指示している。使節のバタフィア寄港の件も日本商館に伝えているが、特にそのことを秘密にせよと

が総督は命令していない。少なくとも総督・商館長の意識としては、ポルトガル使節に関して情報提供を怠ったつもりは全くなかつたはずである。

第二に、商館長が情報提供を怠らなかつたとしても、その内容を、通詞が奉行に、また奉行が江戸に、逐一伝えていたのは商館長日記からは確認できない。特に通詞はポルトガルとの休戦について、使節の問題と結び付けて考え、隠しておいたほどであるから、ポルトガル使節がバタフィアに立ち寄ったことについても故意に隠しておいた可能性は十分にある。通詞は、オランダ人がポルトガル人と同盟して日本を侵略するというような可能性がないことを認識していたようであるが、幕府でどう理解されるかを慮つて、情報を操作していた。確かに、本国で締結されたポルトガルとの休戦協定とアジアでの部分的な交戦、といった微妙な国際情勢を、將軍や幕府が十分理解することは難しかつたであろう。

前年に通詞に伝えたことがまだ奉行に伝わっていない事例まであるので、オランダ語であれ日本語であれ、商館長と通詞がその場で内容を保証して署名した幕府への提出文書が、この時期存在したとは考えられない。少なくともこの時期には、通詞の手によって、何をいつ奉行に伝えるかが操作可能であった。通詞がその場で商館長の話を書き取ったとしても、それは彼らの一時的なメモに過ぎなかつた可能性が高いだろう。またポルトガル使節・休戦等について文書を提出させられたように、奉行や井上が特定の問題について特に命じて（時には商館長の署名のある）文書を提出させる

ことはこの時期にも見られるが、船の到着後即日作成される、後年の風説書とは別の範疇で考えた方がよいであろう。⁽⁷⁸⁾ その書面の内容も、ポルトガルとの休戦に関して奉行が書き換えを命じているように、一方的な情報提供ではなく、奉行や通詞のもとで操作されたものであった。通詞は、オランダ人に有利になるように操作しているように、少なくともオランダ人に對しては述べているが⁽⁷⁹⁾、一方幕府に命じられてオランダ人を監視する立場でもあり、両者のバランスの中で自分たちの利益のために行動していたと考えられる。後年「風説書」という文書が作成されることは、オランダ人にとっても奉行や幕府にとっても、何を言つて何を言わなかつたのかの証拠とし、途中の情報操作を排除して責任の範囲を明確にするメリットがあつたはずである。

第三に、情報の中身に関してであるが、オランダによつて提供された情報が比較的正確であることは、既に板沢・片桐も指摘しており、この時期ブレスケンス号事件やリターン号事件等について、幕府が外国人から得た情報を比較検討していたことも、既に指摘されている⁽⁸⁰⁾。本稿ではそれに加えて、ポルトガルとの休戦問題についての総督（評議会）や商館長の認識に端的に表われるよう、オランダ側も他の情報源の存在を知つて、正確な情報を提供せざるをえなかつたという点を指摘したい。ポルトガル使節援助問題の弁明においても、フィアリヨの船がパウ号抑留との関係でバタファイアに寄港したことなど、その船に使節が乗つっていたこと等は伏せてあるものの、かなり詳しく報告している⁽⁸¹⁾。オランダ人以外の幕府の情報源としては、主に中国人、場合によつてはポルトガル使節、本稿では論じる余裕がなかつたが密航宣教師などがあり、オランダに正確な情報を提供させる強制力となつた。

最後に、第四点めとして、提供された情報の扱われ方に着目したい。幕府は、手に入れた情報を相互に比較して信憑性を高めようとし、オランダ

の方も比較的正確な情報を提供していたが、その上でなお、オランダ人、中国人、ポルトガル人が相互に異なる申し立てをした場合、どれを採用するか、提供された情報を奉仕や功績と認めるかどうかは、幕府自ら確認する手段を持たない以上、結局幕府の恣意的な判断にかかつて、一六四八年には中国人等の情報でポルトガル使節の言が確認されればオランダ人の貿易を禁止する、と脅したものかかわらず、一六五〇年には中国人の証言を十分な証拠と認めず、オランダ人に貿易を許可している。中国人が証言したにもかかわらず、という表現は、商館長が自分の成功をアピールする意味で付け加えたという可能性もなくはないが、ポルトガル使節援助問題の解決が、ポルトガル使節とオランダ人の対論や、決定的な証拠によるのではないことは明らかである。

幕府の命令の立場は、情報提供を通商許可の交換条件とするものであつたが、情報を提供しさえすれば通商許可が保証されるわけではなかつた。ブレスケンス号事件への返礼の使節が来日したことでポルトガル使節援助問題が解決し、將軍の代替りでそれが確かなものになるというのは、論理的には整合性がないが、幕府にとつてはオランダ人の奉公ぶりが確認されることが、重要だつたのだろう⁽⁸²⁾。その意味で、ひたすら従順であることによつて將軍や幕府の愛顧を勝ち得ようとするオランダ人は、情報提供の命令・勧告を正しく理解していたと言えるかも知れない。

終わりに

もはや紙幅も尽きたので、ごく簡単に本稿の内容をまとめてみたい。一六四一年から始まつたオランダ人への情報提供の義務づけは、一六五九年を大きな画期として慣例化した。義務づけの意図は、ポルトガル人追放を徹底し、オランダ人がローマ教徒やポルトガルと同盟していないことを確かめるところにあつたが、情報提供を日本貿易独占のための手段と考える

バタフィアの東インド総督と評議会にとつては、それが十分認識されていなかったとは言い難い。実際の情報提供の場では、通詞の裁量の幅が大きく、商館長と通詞が内容を保証して署名する和文風説書はこの段階では存在しなかつたと思われる。オランダ人は、他の情報源をおそれ、かなり正確な情報を探してはいたが、様々な情報のどれを採用するかは結局幕府の恣意にかかっていた。

一六六〇年代における風説書確立過程の解明は、次の課題としたい。
(附記)

本稿は、一九九七年度日本学術振興会特定国派遣制度によるオランダ国立ライデン大学欧洲海外発展史研究所(IGEER)における研究の成果の一部であり、ライデン大学日蘭関係研究会における口頭報告 A Re-examination of Early Dutch *Fusetsugaki*, 1641–Early 1650's などに大幅に加筆修正したものである。在外研究の機会を与えられた日本学術振興会並びにオランダ科学研究機構(NWO)、御指導を得たレオナルド・ブリュッセ教授に感謝の意を表したい。

なお、本稿に引用したオランダ語史料の翻訳に關しては、もとより松方が全面的な責任を負うべきものであるが、翻訳に際しては、イサベル・ファン・ダーレン、レイニア・H・ヘスリンク、松井洋子、シンティア・ヴィアレーの各氏に御教示を得たことを記して謝意を表する。

[註]

- (1) G.F.Meijer, *Geschiedkundig Overzigt van den Handel der Europezen op Javaen*, Batavia, 1833.
- (2) 板沢武雄『阿蘭陀風説書の研究』(日本古文化研究所報告第三、一九三七年)。その解説部分は、板沢武雄『日蘭文化交渉史の研究』(吉川弘文館、一九五九年)に所収。

(3) 学習院大学所蔵。

(4) 法政蘭学研究会編『和蘭風説書集成』上・下(日蘭学会、一九七六・一九七九年)。

(5) この指摘は既に先學によつてなされている。森克己「國姓爺の台灣攻略とオランダ風説書」(『日本歴史』四八号、一九五二年)、永積洋子「十七世紀後半の情報と通詞」(『史学』六〇一四、一九九一年)など。

(6) メイランの記述からも、オランダ語で書かれた風説書が存在したとは確認できない。天保年間に幕府より蘭文を江戸に送る命令が出されるまで、蘭文の風説書は存在しなかった可能性もあるだろう。

(7) 例えは、岩生成一『新版朱印船貿易史の研究』吉川弘文館、一九八五年。

(8) 『和蘭風説書集成』収録の和文風説書のうち最も古いものは一六六一年のものであるが、一六六一年の「風説書」は、鄭成功的台湾攻略に限定して述べた報告である。同様の個別的な情報を提供した文書として「正保五年(アマ)」(一六四八年)八月六日付、新着オランダ商館長ディルク・スマーカロ上書」が紹介されている(中村質「初期の未刊唐蘭風説書と関連史料」(田中健夫編『日本前近代の国家と对外関係』吉川弘文館、一九八七年))。

(9) 本稿で用いるオランダ語史料は、すべてオランダ国立中央文書館 *Algemeen Rijksarchief* (ARA) 所蔵のオランダ東インド会社文書(VOC)または日本商館文書(NFD)である。以下便宜上、原文書名は、本稿作成に際して原文書を用いた場合のみ記す)とし、既刊の訳文を用いた場合は省略する。商館長日記の既刊の訳文としては、村上直次郎訳『長崎オランダ商館の日記』(岩波書店、以下「村上訳」)、第二輯(一九五七年)、第三輯(一九五八年)、及び東京大学史料編纂所『日本関係海外史料』オランダ商館長日記(以下『日記』)訳文編の五(一九八五年)、六(一九八七年)、七(一九九一年)、八(上)(一九九五年)、八(下)(一九九七年)を用いた(統一のため表記には一部変更を加えた)。なお、引用史料の拙訳において、原文中で()を用いている場合にはそのまま()を

用い、引用者の補足は「」を付した。

(10) 沼田次郎「鎖国下の日本と西洋文化」(同編『日本と西洋』平凡社、一九七一)

年)一七〇～一七二頁、山本博文『寛永時代』(吉川弘文館、一九八九年)二四二～一四三頁、木村直樹「十七世紀後半の幕藩權力と對外情報—一六七三年リターン号事件をめぐって』(『論集きんせい』二〇号、一九九八年)など。

(11) 『通航一覽』(国書刊行会、一九一三年、一九六七年清文堂出版より復刻)六、

一一一～一二五頁。

(12) 姫路市図書館蔵「江戸幕府日記」寛永一八年四月一日(一六四一年五月一日)条。商館長日記同日条では、第二条は日本に渡航するポルトガル船・スペ

イン船拿捕の勧告となつており『日記』訳文編之五、五四頁)、通詞が誤訳したものと思われる。後出商館長日記一六四一年七月二十四日条を見ても、この時点でル・メールは情報提供の義務づけが命じられたことを理解していなかつたようである。商館長が理解するのは、同年一〇月二八日に長崎で井上から私的に情報提供の義務づけを言い渡された時だと思われる。

(13) 高柳眞三・石井良介編『御触書寛保集成』(岩波書店、一九三四年)、六二一九～六三〇頁。『日記』訳文編之四(上)、一六三～一六四頁。

(14) 山本博文『鎖国と海禁の時代』(校倉書房、一九九五年)。

(15) 山本『寛永時代』一六一～一八八頁。同『鎖国と海禁の時代』八八頁、一一一～一一四頁。

(16) 『日記』訳文編之五、一四八頁、一二二七～一二八頁、一四七頁など。

(17) 『日記』訳文編之六、附錄三など。

(18) 『日記』訳文編之五、一五二頁。

(19) オランダ側の史料用語は、ンナ・ジャング船 Chinese jonck 必ずしも、現在の中国地域の船とは言えないが、本稿では便宜上「中国船」と呼ぶことにする。

(20) 例えば『日記』訳文編之八(上)、一〇四頁。

(21) 商館長日記、一六四一年一月八日条(『日記』訳文編之六、七頁)、一六四二

年七月二八日条(同一〇八頁)、八月二五日条(同二二九頁)、九月一一日条(同

一六二頁)。

(22) ブレスケンス号事件については、『日記』訳文編之七、八、加藤榮一「ブレスケンス号の南部漂着と日本側の対応」(『日蘭学会会誌』一四卷一号、一九八九年)、レイニア・H・ヘスリンク著、鈴木邦子訳『オランダ人捕縛から探る近世史』(山田町教育委員会、一九九八年)を参照した。

(23) Overgekomen Briefen (以下OB)、jaar 1646, boek III, VOC1156 之所収。商館長日記にも内容が書かれてゐる(『日記』訳文編之八(上)、八六～八九頁)。

(24) 尋問の過程で最も重要視されたのも、この点であった(ヘスリンク前掲書、一三〇～一三二頁、一四一～一四三頁、一八二頁、一一〇一頁)。

(25) 『日記』訳文編之六、附錄四。

(26) この事件について、使節の動きを紹介した研究に、長崎市役所『長崎市史』通交貿易編西洋諸国部(清文堂出版、一九三八年、一九六七年再刊)、C.R.Boxer, *The Embassy of Captain Goncalo de Siqueira de Souza to Japan in 1644-7*, Macau, 1938. 幕府の軍役動員に注目した研究として、山本『寛永時代』、同『鎖国と海禁の時代』、松尾晋一「家光政権期の对外政策についての一考察」(一九九六年皇學館大学に提出の卒業論文)がある。

(27) この問題に関しては、正面から扱った研究は管見の限りないが、村上訳第二輯序説、永積洋子「オランダ人の保護者としての井上筑後守政重」(『日本歴史』三三七、一九七五年)、中村前掲論文、ヘスリンク前掲書で触れられている。

(28) 丹羽漢吉・森永種夫校訂『長崎文献叢書 長崎実録大成正編』(長崎文献社、一九七三年)、一一〇九頁「江府拝礼之事」。この記事は、『通航一覽』「御咎筋」(六、三一三頁)にも引用されている。

(29) 永積洋子前掲「オランダ人の保護者としての井上筑後守政重」。

(30) 註(8)参照。

- (31) 商館長日記 (Daghregister des Comptoirs Nangasacky 't sedert, 3^{en} november anno 1647 tot 8^{en} december 1648, NFJ61)’ 一六四八年一一月六日 条。
(32) 幕府は当初、オランダ本国政府が返礼のためヨルセラックをまた来日させることを期待していたが、オランダ側はそれを理解しておらず、結局東インド総督が使節を仕立てた。この使節については、「スリントク「ヨルセラックの『約束』」（日本歴史五四五七号、一九九三年）及び同前掲書に詳しく述べる。
- (33) 商館長日記 (Daghregister des Comptoirs Nangasacqui sedert [5^o] no vember anno 1649] tot 25^{en} october anno 1650, NFJ63)’ 一六五〇年一月一〇日条。
- (34) 商館長日記、一六五〇年四月八日条（村上訳第一輯、一九四頁）。
- (35) 商館長日記、一六五一年三月一七日条によると、参府中の商館長が井上政重の通説から「オランダ人が、その待遇の次第に悪くなり、貿易の利益も次第に減少するのを見て、来航を止めるに至るよう、「顧問官たちは」しむけるのではなくらかと言ふ者ある」と告げられてしる。商館長は、「われは醉ひての話ではあるが、我らはこれを軽視してはならぬ」と感想を記している（村上訳第三輯、四八頁）。
- (36) 商館長日記、一六五一年五月二三日条（村上訳第三輯、一四四～一四六頁）。
- (37) 商館長日記によると、一六五一年七月末から八月半ばにかけて、フリンシウスが本国に帰ったかどうか繰り返し質問しており、一六五四年三月二一日には井上が、「バタビアからの大使は今年来るであろうか」と商館長に尋ね（村上訳第三輯、二八一頁）、八月には使節が来ない理由を商館長に尋ねている。商館長は、その理由の一つを「大使フリンシウスの待遇がバタビア及び本国で不満に思われ、使節の派遣を停止して、商館長の派遣に止めるのではないかと思われる」（村上訳第三輯、三〇八頁）と説明しており、日本側が待望する使節がボルトガル使節援助問題の解決に対する返礼の使節であつたと推定される。
- (38) 商館長日記、一六四一年一〇月一八日条（『日記』訳文編之五、一九八頁）、「一月八日条（『日記』訳文編之六、七頁）」、「一月二〇日条（『日記』訳文編之八（上）、九七頁）」、「一六四年一月一日条（同一〇〇頁）」、「一六四年一月一〇日条（同一九七頁）」、「一六五年三月三一日条（村上訳第三輯、五三頁）」、「同一〇月二〇日（同八七頁）」。
- (39) 商館長日記、一六五一年二月一六日条（村上訳第三輯、二〇〇頁）。
- (40) 商館長日記 (Dagh-Register des Comptoirs Nangasackij beginnende 27^{en} october anno 1657 ende loopt ten eynde op den 23^{en} october anno 1658, NFJ71, 異本レーベン Copie Japans Dagregister 't sedert 27 Oct. 1657 tot 23 Oct. 1658 (OB jaar 1659, boek IIbis, VOC1128) を利用した）」、「一六五八年一月二一日条」。
- (41) 永積前掲「オランダ人の保護者」との井上筑後守政重」参照。
- (42) 商館長日記 (Nangasacky Dagh-Register sedert 22 october anno 1658 tot 4 november 1659, NFJ72)’ 一六五九年四月二九日条など。
- (43) 商館長日記（註(40)と同じ）、「一六五八年三月三一日条。
- (44) 井上や長崎奉行は私的に情報提供を勧告する場合、情報を提供すれば將軍への奉仕、または功績となる、と繰り返し述べている。例えれば、商館長日記、「一六四六年一〇月一七日条（村上訳第二輯、一〇三頁）」、「一六四七年一月一五日条（同一四八頁）」、「一六五〇年三月一七日条（同一八九頁）」、「一六五四年三月二一日条（村上訳第三輯、二八一頁）」。
- (45) 「不相禁日本が商売渡海仕度奉行候は、キリシタン宗門之儀に付而、被聞召可然儀於有之者、〈中略〉急度長崎奉行人迄可申上事」（『通航一覽』六、二二二一頁）。
- (46) 『通航一覽』六、二二二一頁以下。
- (47) 商館長日記で見る限り、必ずしも船が着くたびではなく、一番船、次期商館

長乗船の船など、情報を持ってきそうな船をねらつて来るようであるが、詳細は今後の課題である。

(48) 例えば、商館長日記一六五〇年三月一七日条（村上訳第一輯、二八九頁）・同

四月八日条（同二九五頁）・同四月一〇日条（同二九六頁）・一六五一年三月三

一日条（村上訳第三輯、五三頁）・同一〇月二〇日条（同八七頁）。

(49) 木村前掲論文参照。ただし、同論文は、風説書が確立した後の情報提供の様

子を扱っている。

(50) 『日記』訳文編之六、附録二。

(51) なお、長崎に入港するオランダ船によつて、バタフィアの東インド総督や評議会からの書翰がもたらされるのは、概ね八月から一〇月である。それは、そ

の前年の秋に日本を出帆した船がもたらした書翰への返答として書かれている。

(52) Missive, Batavia's Uitgaand Brieftboek (云々BUB), VOC869, pp. 230-234.

(53) OB jaar 1653, boek III, VOC1194 及ぶ、Versonden Brieven van 't

Comptoir Nangasacky in Japan naer diversee plaatzen in den jaere 1652,

NFJ285.

(54) Missive, BUB, VOC877, pp. 223-247.

(55) 「カントンの出来事」云々ナムリック・スケーデルがカントンに派遣された三人を指す。

(56) Boxer 前掲書、前掲『長崎市史』四八六～四八八頁、村上直次郎訳注・中村孝

志校注『バタヴィア城日誌』一一（東洋文庫、平凡社、一九七二年）一一一～一一一四頁、による。

(57) Missive, BUB, VOC867, pp. 257-266.

(58) 松尾晋一は、「家光政権期の沿岸警備体制について」（『白山史学』三五号、一九九九年四月に掲載予定）において、正保四年七月一三日（一六四七年八月一

三日）付高力忠房・日根野吉明・馬場利重充老中連署奉書（『通航一覽』五、八

三頁）に「第一數年御制禁之きりしたん宗門を弘候儀、向後仕ましきよし、慥

成証拠書等有之者各別候」とあることを指摘、幕府としては、ポルトガルがキリスト教を布教しないと誓約すれば、日葡関係を回復させる用意があったこと

を指摘している。バタフィア政庁の認識も的外れではないかも知れない。

(59) 例えば、商館長日記一六四五五年一月四日条（村上訳第二輯、三三三頁）、一六四

七年一月一五日条（村上訳第二輯、一四八頁）、一六五四年三月一三日条（村上

訳第三輯、二八一頁）など。

(60) 前掲一六四五六年六月三日付東インド評議会書翰に「もし」、スペイン人が日本に何かを企てるかもしれない、日本人が幾らかでも恐れて、いの、あれば

〈傍点松方〉、いのと〈オランダがポルトガルと休戦してスペインと戦えば、スペインを倒すことが出来ること〉引用者註を、貴下は機会さえあれば、〈中略〉「日本人の」耳に刻み付けなくてはなりません。」とある。

(61) Missive, Ontfangen en Afgesondene Brieven Voor Anno 1643, NFJ280.

(62) 『日記』訳文編八（上）、附録一。

(63) 同右、附録五。

(64) 『日記』訳文編之八（上）、三三七頁。

(65) 『日記』訳文編之八（下）、六八～七〇頁。

(66) 商館長日記、一六四五五年一月一日至同四日条（村上訳第二輯、三三一～三三三頁）。

(67) 山本『寛永時代』一一一頁、同『鎮国と海禁の時代』一四一～一四二頁。

(68) 鹿児島県維新史料編さん所『鹿児島県史料 旧記録追録』一（鹿児島県、一九七一年）、五頁による。この史料の性格は必ずしも明瞭でなく、この史料の内容を裏付けるマニラからの密航宣教師などの記事も商館長日記中には見られない。しかし、いのいろオランダ船以外からもポルトガル使節の情報が入った可能性は高いと思ふ。

(69) 商館長日記（Daghregister des Comptoirs Nangasacky in Japan, beginnende

24 november 1644 ende eyndight 27 october anno 1646, NFJ59 の前半)、一六

四五五年八月二三日条。バタフ ィア寄港のことを日本人に伝えるべきか、商館長が悩んだ形跡はない。

(70) 商館長日記 (註(69)に同じ)、一六四五五年九月七日条、同八日条。

(71) 商館長日記 (Dagregister des Comptoirs Nangasackii in Japan, beginnende 24 november 1644 ende eyndight 27 october anno 1646, NFJ59 の後半)、一六

四六年二月一三日条。

(72) 商館長日記、(註(71)に同じ)、一六四六年八月一三日条。

(73) Massive, BUB, VOC870, pp. 193-204.

(74) 商館長日記 (註(71)に同じ)、一六四六年八月二八日条。

(75) 商館長日記 (註(71)に同じ)、一六四六年九月二日条。

(76) 原文 soodanighe overcompte^o overcompte & overeenkomst (合意) の意に解釈するのも不可能ではない。いずれにせよ、論旨の上で問題はない。

(77) 商館長日記 (註(71)に同じ)、一六四六年九月七日条。

(78) 中村質が紹介したスタークロ上書や、『和蘭風説書集成』所収の一六六一年の和文「風説書」も後年の風説書よりは、このような個別の問題に関する提出文書に近いと思う。(註(8)) 参照。

(79) たとえば、前出一六四四年九月二六日条の例など。

(80) 加藤前掲論文、永積前掲「十七世紀後半の情報と通詞」、木村前掲論文。

(81) スヌークロ上書 (註(8)参照)。

(82) 例えば、梶原大島で捕縛された宣教師が、オランダ船でローマ教徒を日本に渡す企てがあると述べたため、オランダ船が捜索された (『日記』訳文編之八 (下)、一~二、七~一頁)。

(83) ヘスリンク前掲書 (二四九~二五〇頁) では、ポルトガル使節援助問題は、ブレスケンス号事件への返礼の使節を督促するための手段の一つであったと解釈されているが、ポルトガル人の日本渡航をオランダ人が援助し、しかも情報

提供義務を怠ったという重大疑惑であり、幕府にとって深刻なものだったと考えられる。二年にわたって商館長の拝謁できず、ブレスケンス号事件を無事に処理した井上が出仕できなかつたことからも、深刻さは窺われる。